

登米市観光 PR キャラクター「はっトン」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、登米市観光 PR キャラクター「はっトン」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、一般社団法人登米市観光物産協会に属する。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、はっトン使用申請書を、登米市観光物産協会長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 使用の申請(以下「使用申請」という。)があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、はっトン使用申請書兼使用許可書により申請者に通知するものとする。この場合において、登米市観光物産協会長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法の条件を付することができる。

(使用期間等)

第5条 デザイン画、写真、ロゴの使用期間は、承認の日の属する年度の末日(3月31日)までとし、更新を妨げない。

2 使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間の満了する日の30日前までに、はっトン使用申請書により登米市観光物産協会長に申請しなければならない。

(使用承認の制限)

第6条 登米市観光物産協会長は、使用申請の内容が次の各号いずれかに該当する場合は、使用をさせないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合。
- (2) 特定の個人、特定の法人や団体、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 登米市の品位を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (5) キャラクターの著しい変形や、その他キャラクターの利用が適当でないとして認められる場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (7) その他登米市観光物産協会長が使用について不適當であると認める場合

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料については、当面の間、無料とする。ただし、営利(販売等)を目的とする場合にはこの限りではない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程及び承認の条件に違反しないこと。
- (2) 承認された使用内容にのみ使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 承認に係る権利を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (5) 形状等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を登米市観光物産協会長の承諾なしに改変しないこと。
- (6) 原則として「登米市観光PRキャラクターはっトン」と標記を付すること。
- (7) キャラクターを使用した商品は、完成後、速やかに登米市観光物産協会長に提出すること。この場合において、キャラクターを使用した商品等の提出が困難であるときは、その形状がわかる写真等を提出すること。
- (8) 商標登録の出願を行わないこと。

(承認の取消し等)

第9条 登米市観光物産協会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すものとする。使用者は、使用承認が取り消された場合、使用承認取消の日からキャラクターは使用できないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 登米市観光物産協会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 登米市観光物産協会長は、必要に応じ、キャラクターの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、登米市観光物産協会長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。